



# 平成29年度 寿都町立寿都中学校 いじめ防止基本方針

日本国憲法  
教育基本法  
学校教育法  
学習指導要領

いじめ防止  
対策推進法  
2条1項

## いじめとは

「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的の行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

北海道教育ビジョンの  
基本理念  
北海道いじめ防止等に  
関する条例  
寿都中教育目標

寿都中学校では、「深刻ないじめは、どの学校、どの学級、どの子にも起こりうる」ことを職員全員が常に意識し、いじめられている生徒を徹底して守るとともに、いじめられている生徒や周りの生徒に対し「いじめは絶対許されない」という観点から指導を行っていく。子どもたちが、楽しく安全な学校生活を送ることができるように、「寿都中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

本校におけるいじめ防止のための基本姿勢

- いじめが起きにくい学校風土・学級風土を作る。 ○生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする温かな人間関係を築く。
- いじめの早期発見・早期対応に努める。 ○道徳教育を充実させ、人間としてよりよく生きる人格の基盤としての道徳性を育成する。
- いじめ問題については、保護者・地域との連携を深める。

寿都中 いじめへの理解～傍観者から仲裁者へ  
いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在を、集団全体にいじめを許容しない「仲裁者」へ成長させる雰囲気醸成が不可欠。

## 大切なのは防止

### 方策①校内研修

授業改善・共通理解  
生徒理解・評価・検証

### 方策②関係機関と連携

・寿都町教育委員会  
・後志教育局・児相・警察  
・法務局・医療機関等

### 方策③いじめ防止点検

PDCA評価・検証  
方針の見直し  
ケースの分析等

## 寿都中いじめ防止委員会

## 1. 未然防止

### <確かな学力の育成>

- ・全国学力学習状況調査～全国平均以上をめざす
- ・授業評価「よくわかる」「わかる」を80%以上に!
- ・放課後学習を実施(PUマナデー) ・英語科によるALLEnglish化授業
- ・TT、習熟度別学習による個に応じた対応 ・特別支援教育の充実
- ・学習の手引きの効果的な活用

### <豊かな心の育成>

- ・「私たちの道徳」の活用と家庭への効果的啓発
- ・朝読書・読書週間、月間の活用、幅広い価値の習得
- ・授業規律・生活規律の定着
- ・日常的な挨拶指導

### <健やかな体の育成>

- ・新体力テストの実施と分析結果の効果的活用
- ・早寝、早起き、朝ごはん運動の展開
- ・薬物乱用防止教室や  
歯科教室の開催
- ・食育の充実「全校給食」
- ・保健安全委員会の開催、  
学校保健の拡充

7月  
全学年に  
よる  
花壇  
整備



## 2. 早期発見

### <定期的な調査の実施>

- ・生活リズムチェックシートによる見取り
- ・いじめ調査アンケートの実施(年2回 5月10月)
- ・児童生徒理解支援ツール「ほっと」の活用
- ・学校改善のためのアンケートの実施(組織体制や指導体制の見直し)

### <家庭訪問・教育相談の実施>

- ・全家庭の訪問による生徒の状況把握
- ・年2回の教育相談週間による悩み相談

### <電話相談窓口の周知>

- ・各種相談電話カードの配布

### <小さなサインを見逃さないための日常からの生徒理解>

- ・生徒の変化を見逃さない対応(気付き・共有・対応)
- ・上記変化の情報共有の具体的な方法(アンケート調査や朝の生徒観察)

いじめ  
発生

- <月3日以上欠席した生徒の把握と予防的対応>
- <生徒相互による互いの変化に気付くための活動>
- <早期発見につながる子どもサインの活用>

## 3 早期対応

<いじめがあることが確認された場合の学校職員の対応>  
(いじめ対処方針・・・【寿都中の教育】「学校における危機管理の基本」・・・教職員の行動指標となるものです)

### 「重大事態が発生した場合の対応」

- ①学校組織としての対応を図る(並びにその周知)
- ②被害生徒支援
- ③いじめる生徒の指導
- ④他の生徒への指導・支援・対応
- ⑤教育委員会への報告・連携
- ⑥保護者との連携・支援・助言・指導協力依頼
- ⑦関係機関(適応指導教室、児童相談所等)との連携
- ⑧警察との連携
- ⑨重大事態発生時の対応
- ⑩上記⑧、⑨の対応に係る全保護者への事前周知・啓発

自主  
情操  
健康  
勤労

